## ○国土交通省告示第三百十九号

が <del>十</del> 定 高  $\Diamond$ 齢 号) 5 者、 れ 7 障  $\mathcal{O}$ 1 害 者 る 部 等  $\mathcal{O}$ ノ ン 施  $\mathcal{O}$ ス 行 移 テ に 動 等 ツ 伴 プ 11  $\mathcal{O}$ バ 円 移 ス 滑  $\mathcal{O}$ 動 化 等 基  $\mathcal{O}$ 潍 促 円 等 進 滑 を に 化 定 関  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 促 す る 進 る 告 12 法 関 示 律  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ る 部 基 部 を 本 を 改 改 方 正 針 正 す す に る お る 告 法 1 示 律 7 を 移 平 次 動  $\mathcal{O}$ 等 成 ょ 円 う + 滑 に 化 年 定  $\mathcal{O}$ 法 8 目 律 る 標 第

平成三十一年三月八日

国土交通大臣 石井 啓一

移 動 等 円 滑 化  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関 す る 基 本 方 針 に お 1 7 移 動 等 円 滑 化  $\mathcal{O}$ 目 標 が 定 8 5 れ 7 1 る ノ ン ス テ

ツ プ バ ス  $\mathcal{O}$ 基 潍 等 を 定  $\Diamond$ る 告 示  $\bigcirc$ \_\_ 部 を 改 正 す る 告 示

バ ス 移  $\mathcal{O}$ 動 基 等 潍 円 等 滑 を 化 定  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 促 る 進 告 12 関 示 す 平 る 基 成 本 + 方 兀 針 年 12 玉 お 土 1 交 7 通 移 省 動 等 告 示 円 第 滑 化 百  $\mathcal{O}$ 五. 目 + 標 七 が 号) 定  $\Diamond$ 5  $\mathcal{O}$ れ 部 7 を 1 次 る  $\mathcal{O}$ ノ ょ ン う ス に テ 改 ツ プ 正

す

る。

欄  $\mathcal{O}$ に 傍 次 線  $\mathcal{O}$ れ 表 を 12 付 に 対 ょ L 応 り、 た す 部 る 改 分 t 正  $\mathcal{O}$ ょ  $\mathcal{O}$ 前 を う 欄 掲 12 12 げ 改 撂 7 げ  $\Diamond$ 1 る な 改 規 1 正 定 ŧ 後  $\mathcal{O}$ 傍  $\mathcal{O}$ 欄 は に 線 撂 を ک げ 付 れ る L を そ た 加  $\mathcal{O}$ 部 え 標 分 る。 を 記 部 分 れ に に 対 重 応 傍 す 線 る を 改 付 正 L 後 た 欄 規 12 定 撂 で げ 改 る 正 規 前 定

第	2 第	
のをいう。 ているリフト付きバスは、乗合バス車両のうち、次の基準を満たすも第二条 基本方針一2(2)②において移動等円滑化の目標が定められ(リフト付きバスの基準)	(ノンステップバスの基準) (ノンステップバスの基準) (ノンステップバスの基準) (ノンステップバスの基準) (ノンステップバスの基準) (ノンステップバスは、乗合バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。 乗合バス車両の構造及び設備が移動等円滑化のために必要な旅客 施設又は車両等の構造及び設備が移動等円滑化のために必要な旅客 施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。)第三十七条から第四十二条までの基準に適合するものであること。  「貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第 ないこと。 「登切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省 おいこと。 「登切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第 ないこと。 「一 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第 ないこと。 「本降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段が ないこと。」の基準に適合するものであること。  一 大三条を除く。)の基準に適合するものであること。  二 乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段が ないこと。	改正後
いう。 ているリフト付きバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものを第二条 基本方針一2(2)②において移動等円滑化の目標が定められ(リフト付きバスの基準)	(ノンステップバスの基準) (ノンステップバスの基準) (ノンステップバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。テップバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。アップバスは、バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。日本で通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化という。)第三十七条から第四十二条までの基準に適合するものでという。)第三十七条から第四十二条までの基準に適合するものであること。 (新設)	改 正 前

- るものであること。 三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合す 乗合バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第
- 二 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けて いること。
- 三 車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えている
- るリフト付きバスは、貸切バス車両のうち、 ·リフト付きバスは、貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものを基本方針一2(2)③において移動等円滑化の目標が定められてい
- 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第 であること。 四十三条の二において準用する同令第三章第三節(第三十八条第一 項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第 一項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準に適合するもの
- 一 車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えている

## (スロープ付きバスの基準)

ているスロープ付きバスは、乗合バス車両のうち、次の基準を満たす第三条 基本方針一2(2)②において移動等円滑化の目標が定められ ものをいう。

- るものであること。 三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合す 乗合バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第
- 一 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けて いること。
- 三 車椅子を使用したまま円滑に乗降するためのスロープ板その他の 傾斜路を設ける設備を備えていること。
- 2 基本方針一2 (2) ③において移動等円滑化の目標が定められてい

(新設)

- のであること。 七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合するも バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第三十
- いること。 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けて
- 三 車いすを使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えている こと。

(新設)

(スロープ付きバスの基準)

第三条 基本方針一2(2)②において移動等円滑化の目標が定めら ているスロープ付きバスは、バス車両のうち、 次の基準を満たすも

- のであること。 七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準に適合するも バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第三十
- 二 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条第一項の認定を受けて いること。
- 三 車いすを使用したまま円滑に乗降するための 傾斜路を設ける設備を備えていること。 スロ ープ板その他

るスロープ付きバスは、貸切バス車両のうち、 次の基準を満たすもの

- 項、第三十九条第五号及び第六号、 四十三条の二において準用する同令第三章第三節 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第 であること。 「項及び第三項並びに第四十三条を除く。) の基準に適合するもの 第四十条第二項、第四十一条第 (第三十八条第一
- 傾斜路を設ける設備を備えていること。 車椅子を使用したまま円滑に乗降するためのスロープ板その他の

第四条 障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有 する構造及び設備が特に優れたものを認定するものとする。 移動等円滑化の目標が定められている福祉タクシーのうち、高齢者、 (バリアフリー性能の優れたユニバーサルデザインタクシーの認定) 前項の認定の対象とする自動車は、公共交通移動等円滑化基準省令 国土交通大臣は、申請により、基本方針一2(2)④において

第四十五条第一項の基準に適合するものとする。

3 ところによる。 第一項の認定に関する手続、 基準その他必要な事項は、 別に定める

> 第四条 国土交通大臣は、申請により、基本方針一2(2)③において 障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有 移動等円滑化の目標が定められている福祉タクシーのうち、高齢者、 する構造及び設備が特に優れたものを認定するものとする。 (バリアフリー性能の優れたユニバーサルデザインタクシーの認定) 前項の認定の対象とする自動車は、 公共交通移動等円滑化基準省令

第四十五条第一項の基準に適合するものとする。

第一項の認定に関する手続、 基準その他必要な事項は、 別に定める

3

2

附

則